

、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合は、1から13の3までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第8 重度障害者等包括支援

1 重度障害者等包括支援サービス費

イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合

- (1) 所要時間1時間未満の場合 204単位
- (2) 所要時間1時間以上12時間未満の場合 305単位に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに101単位を加算した単位数
- (3) 所要時間12時間以上24時間未満の場合 2,514単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに99単位を加算した単位数

ロ 短期入所を提供した場合（1日につき） 973単位

ハ 共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第213条の12に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。）を提供した場合（1日につき） 1,019単位

注1 （略）

2 指定重度障害者等包括支援事業所において、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める要件を満たし、かつ、同時に2人の重度障害者等包括支援従業者（指定重度障害者等包括支援事業所の従業者をいう。以下同じ。）が1人の利用者に対して指定重度障害者等包括支援を行った場合に、それぞれの重度障害者等包括支援従業者が行う指定重度障害者等包括支援につき所定単位数を算定する。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の中で行った場合に限る。

、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合は、1から13までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第8 重度障害者等包括支援

1 重度障害者等包括支援サービス費

イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合

- (1) 所要時間1時間未満の場合 203単位
- (2) 所要時間1時間以上12時間未満の場合 303単位に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに100単位を加算した単位数
- (3) 所要時間12時間以上24時間未満の場合 2,501単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに98単位を加算した単位数

ロ 短期入所を提供した場合（1日につき） 953単位

ハ 共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第213条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。）を提供した場合（1日につき） 1,003単位

注1 （略）

2 指定重度障害者等包括支援事業所において、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める要件を満たし、かつ、同時に2人の重度障害者等包括支援従業者（指定重度障害者等包括支援事業所の従業者をいう。以下同じ。）が1人の利用者に対して指定重度障害者等包括支援を行った場合に、それぞれの重度障害者等包括支援従業者が行う指定重度障害者等包括支援につき所定単位数を算定する。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の中で行った場合に限る。

3～7 (略)

8 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。

9 指定障害福祉サービス基準第136条において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

10 指定障害福祉サービス基準第136条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

11 指定障害福祉サービス基準第136条において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

12 (略)

2 有資格者支援加算 60単位

注 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が、利用者に対して、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定重度障害者等包括支援として居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を提供した場合に限る。

2の2～2の8 (略)

2の9 外部連携支援加算 200単位

注 指定重度障害者等包括支援事業所が、第三者に委託することにより障害福祉サービスを提供する場合であって、当該委

3～7 (略)

(新設)

(新設)

8 指定障害福祉サービス基準第136条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項若しくは第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項若しくは第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、当該基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

(新設)

9 (略)

(新設)

2～2の7 (略)

(新設)

託を受けて障害福祉サービスの提供に当たる事業所の担当者を招集して、重度障害者等包括支援計画の実施状況について説明を行うとともに、当該担当者から利用者の心身の状況及び障害福祉サービスの提供の状況に関する必要な情報の提供を受け、当該事業所と連携して支援を行ったときに、利用者1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

3 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。4及び5において同じ。）が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数

4 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、1から2の9までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数を所定単位数に加算する。

3 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。4及び5において同じ。）が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から2の7までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から2の7までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から2の7までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数

4 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、1から2の7までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数を所定単位数に加算する。

5 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合は、1から2の9までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第9 施設入所支援

1 施設入所支援サービス費（1日につき）

イ 利用定員が40人以下

(1) 区分6	<u>463単位</u>
(2) 区分5	<u>392単位</u>
(3) 区分4	<u>316単位</u>
(4) 区分3	<u>239単位</u>
(5) 区分2以下	<u>174単位</u>

ロ 利用定員が41人以上50人以下

(1) 区分6	<u>362単位</u>
(2) 区分5	<u>303単位</u>
(3) 区分4	<u>240単位</u>
(4) 区分3	<u>189単位</u>
(5) 区分2以下	<u>150単位</u>

ハ 利用定員が51人以上60人以下

(1) 区分6	<u>355単位</u>
(2) 区分5	<u>297単位</u>
(3) 区分4	<u>235単位</u>
(4) 区分3	<u>185単位</u>
(5) 区分2以下	<u>147単位</u>

ニ 利用定員が61人以上70人以下

(1) 区分6	<u>301単位</u>
(2) 区分5	<u>252単位</u>

5 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合は、1から2の7までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第9 施設入所支援

1 施設入所支援サービス費（1日につき）

イ 利用定員が40人以下

(1) 区分6	<u>459単位</u>
(2) 区分5	<u>387単位</u>
(3) 区分4	<u>312単位</u>
(4) 区分3	<u>236単位</u>
(5) 区分2以下	<u>171単位</u>

ロ 利用定員が41人以上60人以下

(1) 区分6	<u>360単位</u>
(2) 区分5	<u>301単位</u>
(3) 区分4	<u>239単位</u>
(4) 区分3	<u>188単位</u>
(5) 区分2以下	<u>149単位</u>

ハ 利用定員が61人以上80人以下

(1) 区分6	<u>299単位</u>
(2) 区分5	<u>251単位</u>
(3) 区分4	<u>201単位</u>
(4) 区分3	<u>165単位</u>
(5) 区分2以下	<u>135単位</u>

ニ 利用定員が81人以上

(1) 区分6	<u>273単位</u>
(2) 区分5	<u>226単位</u>